

臨時代理報告第9号

令和5年度福岡市教育委員会表彰について

本件は、福岡市教育委員会表彰規則に基づき、表彰する学校等を決定する必要があるため、福岡市教育委員会事務委任規則第2条第1項第12号の規定により付議する必要があるが、教育委員会を招集する暇がなかったため、同規則第5条第1項の規定により、令和5年11月1日次のように臨時代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年11月10日

福岡市教育委員会

教育長 石橋 正信

令和5年度福岡市教育委員会表彰について

福岡市教育委員会表彰規則に基づき、令和5年度の表彰者及び団体等を次のとおり追加し、決定する。

1 目 的

福岡市教育委員会表彰規則に基づき、本市教育の発展に貢献し、その功績が特に顕著と認められる学校その他の教育機関、個人及び団体等を表彰するもの。

(昭和33年度より66回目)

2 表 彰 式

令和5年11月3日(金・祝)文化の日 午前10時 ふくふくホール

3 候 補 者

9091名、30団体 (校、館等) ※R3年61名、28団体、R4年80名、27団体

(1) 学校その他の教育機関の部

学 校 16校

小中連携校	0校
小学校	10校
中学校	5校
特別支援学校	0校
高等学校	1校

(2) 教育関係職員の部

教 諭 等 15名

学 校 医 等 5名

学校医	2名
学校歯科医	2名
学校薬剤師	1名

(3) 幼児・児童・生徒の部

個 人 7071名

幼稚園	0名
小学校	<u>3031</u> 名
中学校	18名
高等学校	21名
特別支援学校	1名

団 体 13団体

小学校	2団体
中学校	2団体
高等学校	9団体

(4) 個人及び団体の部

個 人 0名

団 体 1団体

3 幼児・児童・生徒の部(規則第3条第2号)

幼児、児童又は生徒の名誉をたかめ、又は他の模範とするにたる行為があった者